

委任状の作成についての注意事項

- 委任状は、必ず委任者（建築主等）本人の意思に基づいて作成してください。
- 押印については、トラブル防止のため、委任者・受任者（代理者）間で押印の要否を判断してください。双方で了解している場合は、省略可能です。

この場合、委任者の意思を確認させていただくことがありますので、必ず委任者の連絡先【電話番号】を記載してください。

- 委任状の記載事項に関して、委任者と受任者の間で生じたトラブルについて、弊社はその責を負わない事をご了承ください。
- 押印のある委任状は「写し」で構いません。